

鳥取縣公告

規則

◇鳥取縣規則第四十一號の二

昭和七年十一月鳥取縣令第四十九號水利使用料徵收規程の一部を次のように改め昭和二十二年四月一日からこれを適用する。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「常時理論馬力一馬力に付年額壹圓以内」を

「常時理論馬力二馬力に付年額參圓以内」に、「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額五拾錢以内」を「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額壹圓五拾錢以内」に改める。

昭和二十二年十一月十一日
號 外

火 曜 日

本書ノ大半サハ國定規格A列5

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル) 火金 曜日發行 (時ハ翌日)

昭和二十二年十一月十一日 外 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可